



公正取引委員会が公表した「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不正な取引方法」などについて

公正取引委員会（以下「公取」といいます。）は、2026年6月17日に「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」（平成16年3月8日公正取引委員会告示第一号）の改正¹及び「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正な取引方法」（令和8年6月18日公正取引委員会告示第三号）²の制定並びにこれらが2027年4月1日から施行されること、これらに伴い「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」³（平成22年11月30日公正取引委員会、以下「優越ガイドライン」といいます。）の内容も改定されたことを公表しました（以下「本件公表」といいます。）。

本稿では、本件公表について、その概要と実務への影響を紹介します。

【本稿のコンテンツ】

- 1 本件公表の概要
- 2 改正等の経緯
- 3 改正物流特殊指定
 - (1) 概要
 - (2) 要点
 - ア 着荷主に対する規制の新設
 - イ 発荷主への規制強化
 - (3) リスクをどのように考えるべきか
- 4 支払告示及び同運用基準
 - (1) 概要
 - (2) 要点
- 5 優越ガイドラインの改定
 - (1) 概要
 - (2) 要点
- 6 実務への影響

¹ <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/tokuteiunsou.html>

² <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/shiharai.html>

³ <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyokijun/yuetsutekichii.html>





1. 本件公表の概要

(1) 概要

公取は、本件公表⁴において、

- ①「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正取引方法」（通称「物流特殊指定」）⁵を改正し（令和8年6月18日公正取引委員会告示第二号による改正。改正後の物流特殊指定⁶を以下「改正物流特殊指定」といいます。）、
- ②「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正取引方法」（令和8年6月18日公正取引委員会告示第三号。以下「支払告示」といいます。）を新たに指定するとともに、
- ③②の運用基準である「『製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正取引方法』の運用基準」（令和8年6月18日事務総長通達第10号。以下「支払告示運用基準」といいます。）⁷を策定し、
これらについて、令和9年4月1日から施行することを明らかにしました。
併せて、
- ④優越ガイドラインを令和8年6月17日付けで改定したことも明らかにしました（以下、以上の①～④を合わせて「本件改正等」といいます。）。

(2) 指定の位置付け

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独禁法」といいます。）における不正取引方法は、同法2条9項に定めがありますが、同項6号では、同号に列挙するいずれかに該当する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公取が指定するものについても不正取引方法とすることができる旨規定されています。

この公取の指定には、全ての業種に適用される「不正取引方法」という名前の

⁴ 本件公表に至るまで、令和6年12月に公表された「企業取引研究会報告書」において示された課題に対応し、取引環境を整備する観点から、令和7年7月30日以降、企業取引研究会において議論が重ねられてきました。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2024/241225_1.pdf

⁵ 2027年3月31日まで有効な現行の物流特殊指定はこちらです。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/tokuteiunsou/genkou.html>

⁶ 改正後の物流特殊指定の正式名称は「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不正取引方法」であり正式名称の中に「等」が加えられています。

⁷ <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyokijun/shiharai.html>



告示、いわゆる「一般指定」（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）⁸と、特定の業種のみにも適用されるいわゆる特殊指定があります。

特殊指定は、その数を減らしており、現在は新聞特殊指定、大規模小売業特殊指定、そして、物流特殊指定のみがありますが、今回の改正等で、このうちの物流特殊指定が改正され、また、新たに、支払告示が指定されることとなりました。これらの規制はいずれも優越的地位の濫用規制に位置付けられ、不公正な取引方法に当たることとなります。減り続けていた特殊指定が取って改正、追加されるという今までの実務との不連続性に留意が必要です。

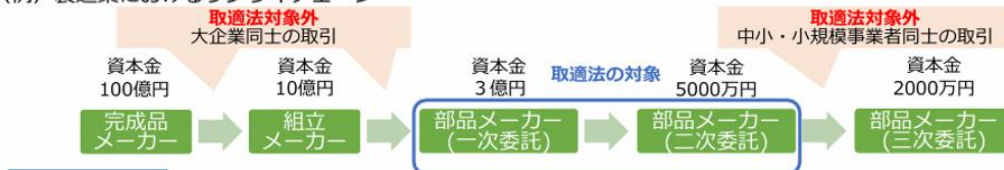
2. 改正等の経緯

令和 3 年 12 月 27 日、政府は、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう環境を整えることとし、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」⁹を公表しました。

これを受け、公取などが中心となって、適切な価格転嫁の実現に向け、独禁法 QA の明確化、旧下請法運用基準改正、緊急調査や特別調査の実施、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の策定など、様々な取組み等が行われてきました。

この流れにおける目玉は、旧下請法が、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（昭和 31 年法律第 120 号¹⁰、以下「取適法」といいます。）に改正されたことですが、下記図のとおり、それだけでは取適法の対象とならない取引の取引適正に係る規制が十分ではないのではないかという問題意識がありました。取適法の下では、資本金と従業員数によって適用対象が決まり、資本金が大きい取引先同士、従業員が少ない取引先同士では取適法の適用がなく、サプライチェーンの一部でしか取適法の適用はありませんでした。

(例) 製造業におけるサプライチェーン



⁸ <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/fukousei.html>

⁹ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/partnership/index.html

¹⁰ 「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和 7 年 5 月 16 日に成立し、同月 23 日に公布されました。本改正により、法律名の「下請代金支払遅延等防止法」（下請法）は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）となり、この改正法は令和 8 年 1 月 1 日に施行されました。

(出典：令和7年度「第4回企業取引研究会」資料¹¹〔2頁〕)

そこで、公取は、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化を行うためのルール化をすることとし、本件改正等を行うに至りました。大要、取適法におけるいわゆる「60日ルール」や一方的代金決定の禁止規定などを独禁法にも反映させるとともに、物流における着荷主の行為規制や従業員基準を追加するなどの規律を独禁法に盛り込む内容となっています。

3. 改正物流特殊指定

(1) 概要

物流事業では、発荷主（メーカーなど）が運送事業者（元請運送事業者）に対し、物流の運送を委託し、さらにその運送事業者が運送業務を他の事業者（下請運送事業者）に委託するなどといった多重委託構造が多くみられます。物流業界では、発荷主がその優越的地位を利用して運送事業者に対して過剰な値引きや無償業務の強要をすることなどが問題視されていました。

このようなことを背景に、平成15年、旧下請法が改正され、運送委託などの「役務提供委託」が規制の対象となり、元請運送事業者と下請運送事業者の間における委託の問題については、旧下請法でカバーできるようになりました。しかし、発荷主・元請運送事業者間は、いわゆる下請けではないため、旧下請法の規制対象となっておりませんでした。

そこで、この部分を手当するために、平成16年に公取によって指定されたのが、改正される前の物流特殊指定となります。物流特殊指定では、発荷主の運送代金支払遅延、代金減額、物の購入強制や役務の利用強制などが規制の対象となっています。

なお、支払告示と異なり、改正物流特殊指定については、現時点で運用基準は策定されていません。施行までには運用基準が策定される可能性があります。ひとまずは、改正物流特殊指定のうち取適法に同種の規定があるものについて取適法の運用基準を参照することが考えられます。

(2) 要点

改正物流特殊指定の主な要点は、以下の2点になります。

- ・着荷主に対する規制の新設
- ・発荷主に対する規制の強化（従業員数基準の新設を含む）

ア 着荷主に対する規制の新設

上記のように、物流特殊指定では、発荷主と運送事業者間の取引適正化に着目され

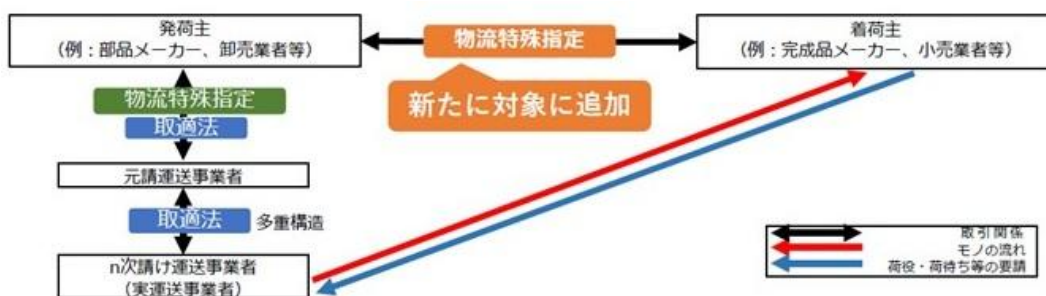
¹¹ https://www.jftc.go.jp/file/01_siryoy2_r7_4.pdf

ていたのですが、物流業界の実務においては、構造的にもう一つ大きな問題がありました。それは、着荷主が発荷主及び運送事業者が引渡を履行しなければ債務を完了できないことを利用して、例えば、着荷主が発荷主との間における契約の内容とはなっていない、荷待ちのための待機要請や、運送に関する附帯作業の要請を運送事業者に対してすることが少なくなかったのです。運送事業者はその要請に従わなければ引渡が完了できないため、事実上、その要請に従うしかない場合が多かったのです。このような着荷主における運送事業者に対する荷待ちや荷役の強制は、ドライバーの労務環境を改善する必要があるいわゆる「2024年問題」でも問題視されました。

このような問題に対しては、「物資の流通の効率化に関する法律」（いわゆる「物流効率化法」）において、物流の効率化という観点からではありますが、着荷主に対する規制もみられるようになってきているところでした。とりわけ大規模な着荷主は「特定着荷主」として規制が強化されています。

このような流れも受けて、公取は、物流業界における取引適正化を達成するためには更に着荷主に対する規制も行う必要があると考えました。しかし、独禁法と取適法は優越的地位濫用規制を適用するためには当事者間の「取引」が必要であると考えるところ、着荷主と運送事業者の間には契約関係がなく「取引」があるとは言えませんでした。

改正物流特殊指定では、着荷主に対する規制が新設されました。「取引」がないという問題は、着荷主の運送事業者に対する濫用行為を、発荷主への濫用行為と評価することとしました¹²。



(出典：令和7年度「第4回企業取引研究会」資料¹³〔14頁〕)

具体的には、

- 発荷主と運送事業者間の契約内容となっている役務以外の役務やそのほかの経済上の利益提供をさせること（改正物流特殊指定2項1号）

¹² 法的な整理で言えば、運送事業者は、発荷主が着荷主に対して納品の義務を果たす上での履行補助者であることから、履行補助者への濫用行為を発荷主への濫用と評価できるとしたものであると考えられます。

¹³ 前掲注10 https://www.jftc.go.jp/file/01_siryu2_r7_4.pdf



- 発荷主と運送事業者間の運送に係る契約内容を変更させ、又は運送のやり直しをさせること（改正物流特殊指定 2 項 2 号）

になります。これは、荷待ちや契約に入っていない荷役を意味します。

したがって、着荷主が、契約の内容とはなっていない商品の開梱、値札付け作業の依頼をしたり、発荷主と運送事業者の間において定められた運送契約の内容を超えて荷待ちや荷下ろしのための待機時間を発生させたり、やり直しをさせるなどした場合には、発荷主の利益を不当に害するものとして、これらの行為は、不公正な取引方法に当たることとなります。

なお、改正物流特殊指定の 2 項各号に当たる場合であっても、発荷主や運送事業者の責めに帰すべき事由がある場合など着荷主の責めに帰すべき事由がない場合は、発荷主の利益を「不当に害する」ものではないとして、同項違反にはならないと考える余地もあるようです（[意見公募手続における意見の概要及びそれに対する考え方 No.8](#) など）。

イ 発荷主への規制強化

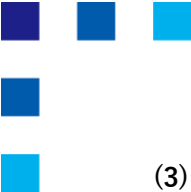
また、改正物流特殊指定では、上記アの着荷主規制のほか、発荷主から運送事業者に対する従前の規制内容が、下記のとおり強化されます。

- 従来の資本金基準に加えて、取適法類似の従業員基準の追加
- 代金の手形支払の禁止（改正物流特殊指定 1 項 1 号）
- 運送事業者から、代金額に関する協議を求められたにもかかわらず当該協議に応じないこと、又は当該協議において必要な説明・情報の提供を行わず、一方的に代金額を決定することにより特定運送事業者の利益を不当に害すること（改正物流特殊指定 1 項 7 号）

これらの規定は、取適法にも同様の規定があります（取適法 5 条 1 項 2 号及び同条 2 項 4 号）。手形支払禁止規定の趣旨は支払遅延の防止にあります。また、一方的な代金決定の禁止規定の趣旨は、取引価格の適正性を客観的に判断するのは困難であることから、代金決定のプロセスに着目して取引価格の適正性を担保する点にあります。これらの趣旨は、独禁法における優越的地位の濫用規制においても妥当するものだと考えられたようです。

なお、旧下請法では、発荷主と運送事業者間の取引は規制の対象ではありませんでしたが、旧下請法を改正した取適法では、一定の要件を満たす運送について「特定運送委託」として規制の対象となっています（取適法 2 条 5 項）。他方で改正物流特殊指定では、全ての運送委託契約が対象となっています。そこで、従業員基準が加えられたことによって、取適法の特定運送委託について、改正物流特殊指定が全てカバーするようになり、さらに改正物流特殊指定の方が取適法よりもカバーが広がったと言えます。





(3) リスクをどのように考えるべきか

既に物流特殊指定では契約に含まれていない荷役を附帯業務として提供させることについて警告や確約手続の対象となっています。さらに2025年4月1日からは貨物自動車運送事業法12条1項により契約書の相互交付義務が定められていることから、同法に違反することで「契約書で役務内容を定める義務があるのに、契約書がない又は契約書に附帯業務の記載業務がないということは、明確に無償で附帯業務を強制しているのだ」という形で公取委から容易に勧告や警告を受ける可能性が高まっています。

着荷主規制も、着荷主が運送事業者に濫用行為をした場合、発荷主への濫用行為になるわけですが、その結果として、そのような濫用行為があった場合、発荷主は運送事業者に対して損害賠償をせよ（そして着荷主に求償せよ）という結論になる可能性が高いです。

どうしても着荷主規制が目立ちがちですが、発荷主のリスクが高い状況は変わっておらず、従業員基準の導入を含めた今回の物流特殊指定の改正は、その発荷主規制の総仕上げという側面があると考えられます。

4. 支払告示及び同運用基準

(1) 概要

取適法対象取引を含む多層構造のサプライチェーンでは、支払期日が遅く設定される傾向にあるとされていました。同業者間で行われる製造等の委託取引やこれと同視し得る委託取引（実質的に再委託と同等の構造にある取引）においては、委託が反復継続的となり受注者の発注者に対する取引依存度が高くなる傾向にあるなど、取引先変更の可能性が低くなりやすい構造にあるため、代金の支払者である発注者が、支払条件を自己の都合で一方的に設定し、受注者に対して支払の繰延べによる負担を押し付けやすいと考えられてきたのです。

しかしながら、このことは、取適法の対象となる規模の事業者に限られることではないため、このような発注者による優越的地位の濫用行為を効果的に規制するため、製造委託等の取引の実態に即した取引上の地位の不当利用を規制する新たなルールとして、支払告示がなされました。



(例) 製造業におけるサプライチェーン



(出典：令和7年度「第4回企業取引研究会」資料2¹⁴ (7頁))

(2) 要点

製造委託等をした委託事業者は、受託事業者に対し、給付受領日から記載して60日の期間経過後なお代金を支払わないことが禁止されています。

この製造委託等とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託を意味しています（支払告示、取適法2条6項）。つまり、取適法の製造委託等の定義を、そのまま借用しているのです。これは物流特殊指定が自らの中で対象取引の内容を定めていることとは異なります。

取適法の対象とならない事業者が、上記のいわゆる60日ルールが適用されないことを前提としていたのであれば、今回の改正により、資金繰りについて影響は小さくないと考えられます。そして、物流特殊指定の改正に隠れてこの支払告示の指定がほとんど知られていないように思われますので、留意が必要です。

5. 優越ガイドラインの改定

(1) 概要

改正物流特殊指定1項7号における取引の対価の一方的な決定は、いわゆる法定優越である独禁法2条9項5号ハ（優越ガイドライン第4の3(5)ア）にも該当し得るものです。

しかしながら、改定前の優越ガイドラインでは、「取引の対価の一方的な決定」の該当性を判断するに当たって、対価の決定方法のほか、通常の価格との乖離状況、商品等の需給関係等、様々な要素を勘案して総合的に判断することや、その際は十分な説明や協議を行っているかが判断要素となることが示されているにとどまっていた。そこで、この点について具体例を追加したのが優越ガイドラインの主な改定点になります。ガイドラインは行政機関の法執行の基準を示すものであり、施行日という概念がなく、改定と同時に既に運用が開始されています。

¹⁴ 前掲注11 https://www.jftc.go.jp/file/01_siryo2_r7_4.pdf

また、併せて、近時公表された優越的地位の濫用に係る実態調査報告書（[\(令和7年5月12日\)フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査について | 公正取引委員会](#)）の内容に関する具体例も盛り込まれました。

(2) 要点

- 価格転嫁の適正性を担保するための取組に係る想定例の追加（優越ガイドライン第4の3(5)想定例⑪～⑭）。
- 近時の実態調査報告書を踏まえた想定例の追加（優越ガイドライン第4の3(5)想定例⑧及び⑨）。
（[優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方 | 公正取引委員会](#)）
- 特殊指定を発動する場合に独禁法2条9条5項との優先関係が理論的に問題となるので特殊指定の発動がしにくかったと言われていた場合についての法執行の処理の方法を変更。

6. 実務への影響

改正物流特殊指定や支払告示の施行は令和9年4月1日であるため、これらの規定に反した場合のリスクについては前例がなく明らかではありません。

しかしながら、上記2のとおり、本件改正等が政府の進めてきた価格転嫁政策の延長線上にあること、令和6年11月28日には、物流特殊指定に反した疑いを理由に独禁法違反として警告がなされていること（[\(令和6年11月28日\)株式会社イトーキに対する警告について | 公正取引委員会](#)）、同年12月12日には、物流特殊指定に反した疑いについて確約計画の認定が行われたこと（[\(令和6年12月12日\)橋本総業株式会社から申請があった確約計画の認定について | 公正取引委員会](#)）、取適法（旧下請法）において今まで指導の対象に留まっていた荷待ちの待機や附帯作業の強制に対し取適法施行の直前に初めて勧告がなされたこと（[\(令和7年12月12日\)センコー株式会社に対する勧告について | 公正取引委員会](#)）、令和7年度の優越的地位の濫用に係る注意事案では、受注者の要請に対し十分な協議を行うことなく一方的に代金を据え置く発注者の行為や荷主と運送事業者との取引における荷主の行為等が対象になったとされていること（[\(令和7年度における独占禁止法違反事件の処理状況について](#) 17頁）、長らく排除措置命令や課徴金納付命令がなされてこなかった優越的地位の濫用についても同命令がなされる事案が現れたこと（[\(令和7年9月18日\)ハーレーダビッドソンジャパン株式会社に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について | 公正取引委員会](#)）、優越的地位の濫用事案に対する注意・警告事案は増加傾向にあることなどに照らせば、各事業者においては、専門家の助言を得ながら、本件改正等を遵守するための対応を進めていく必要があると言えます。

以上



弁 護 士 松永 博彬 パートナー
弁 護 士 久保 幸子 アソシエイト

シテューワ法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル
www.city-yuwa.com

